

市税等 収納向上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219

納期限までに納めま
しょう。

今月の納付

納期限	● 介護保険料	● 後期高齢者医療保険料	● 国民健康保険税	● 都市定計資産税
平成30年1月9日(火)	5期	6期	6期	4期

事業に伴って出たごみは 町内・集合住宅のごみ集積所に 出すことはできません！



飲食店や商店、工場、施設など、事業を営む者などが出すごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、全て事業者の責任で適正に処理しなければなりません。

▶ 廃棄物の分類

一般廃棄物

家庭系ごみ【赤平市が収集】

- 一般家庭から出るごみ

事業系ごみ【事業者が処理】

- 事業に伴って出る産業廃棄物以外のごみ（紙くず、生ごみなど）

✖ ごみ集積所には出せません



産業廃棄物【事業者が処理】



不明な点は 生活環境交通係(☎32-2215)にお問合せください。

こんにちは 地域包括支援センターです！

地域で気づき・見守り・ 支え合いましょう



高齢者の一人暮らしは孤立しやすいといわれています。また、夫婦世帯であっても親子世帯であっても、老老介護や、認知症などの病気で、介護者が介護負担を抱え込んでいるかもしれません。

高齢者や介護家族の方が安心して暮らせるためには、地域の皆さんが「お互いさま」の気持ちで、気づき・見守ることが必要です。

特別なことをするのではなく、普段の生活の中で無理なくできる範囲でかまいません。今日から町内のご近所さんに気軽な気持ちで一言のあいさつを始めてみませんか。

「監視」ではなく「さりげない見守り」、そして「声かけ」が大切です。



➤ 気がかりチェックリスト

<input type="checkbox"/>	いつもと違い、元気がなくふさぎこんで、あいさつもない。
<input type="checkbox"/>	体にあざがある。体の調子が悪そう。
<input type="checkbox"/>	家の中から大声で怒鳴り声が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	最近、外出している姿を見かけなくなった。
<input type="checkbox"/>	見慣れない人が家に入出入りするようになった。
<input type="checkbox"/>	郵便物や新聞が郵便受けにたまっている。
<input type="checkbox"/>	服装が明らかに不自然なまま外出している。

あくまでも例で、すぐに決めつけられるものではありませんが、「虐待」、「認知症などの病気」、「介護負担」など、何らかの原因が隠れているかもしれません。心配なことや気がかりなことがあれば、下記にご連絡ください。

連絡先 地域包括支援センター(市役所内) ☎32-0661
月～金 8:30～17:00 (土日祝日・年末年始休み)

ご存じですか？

国民年金の任意加入制度

国民年金は、やむを得ない事情によって国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。しかし、本人の申し出によって60歳以上65歳未満の5年間、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付することで、65歳から受け取る年金額を増やすことができます。

任意加入は申し出を行った日からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。納付方法は原則、口座振替となります。

◆任意加入の条件

①～④のすべてを満たす方

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方。
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方。
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方。
- ④厚生年金保険に加入していない方。
 - 年金の受給資格期間(10年)を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
 - 外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方も加入できます。

受け取る年金が増える 付加保険料がおすすめ！

国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者は、毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納付することで、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取ることができ、受給する年金額を増やすことができます。

◆保険料の支払額

平成29年度

国民年金保険料
月額 16,490円

付加保険料
月額 400円

◆60歳から65歳になるまでの5年間 付加保険料を納め、65歳から年金 を受給した場合の例

- 5年間の付加保険料納付額(総額)
…24,000円 [60月×400円]
- 付加年金額(受け取れる年額)
…12,000円 [60月×200円]
- ◎毎年12,000円を上乗せして年金を受け取れますので、2年以上年金を受け取ればお得になります。

付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなり、納期限は翌月末日となります。ただし、国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができません。

医療費適正化に ご協力ください

休日や夜間に軽症患者さんの救急受診が増加し、緊急性の高い重症患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しています。また、そのことが病院勤務医の過重な負担の原因にもなっています。

必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆さんにご負担いただく医療費を有効活用するため、医療機関・薬局を受診するときには、右記のことに留意しましょう。

■受診するときの留意点■

- 休日・夜間の受診は控えましょう。
- 休日・夜間にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談(※)を利用しましょう。
- かかりつけ医を持ち、同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 薬の飲み合わせに注意しましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用しましょう。
- 1年に1回は特定健診を受診し、病気の早期発見・治療を心がけましょう。

年 金

information

問合せ

戸籍年金係

☎ 32-1823

砂川年金事務所

☎ 52-2144

医療保険

information

問合せ

医療保険係

☎ 32-2214

※小児救急電話相談

(19:00~23:00)

☎ #8000